

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）7月21日

北海道知事 鈴木直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
北海道受動喫煙防止対策健康教育資材作成事業委託業務
- (2) 業務の目的
新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、道、市町村及び企業等が実施する健康教育等において活用されることを目的として、オンライン研修等に対応した健康教育資材を作成する。
- (3) 業務の内容
本道における受動喫煙防止対策の推進を図るため、次のとおり受動喫煙の防止に関する健康教育等の実施に必要な教育資材（DVD）の作成を行う。

ア 基本事項

- ① 企画立案
- ② 映像編集及び内容構成
- ③ ナレーション、イラスト等の構成及びDVDジャケットの企画編集
- ④ DVDへの編集
- ⑤ DVDのプレス（複製）

イ DVDの構成内容（3部構成）

- ① 道民向け教材
 - ・対象者：一般道民
 - ・内容：受動喫煙の防止に関するルールや喫煙時に配慮すべき事項等について
 - ・時間：20分程度
- ② 児童・保護者向け教材
 - ・対象者：児童（小学生）・保護者
 - ・内容：受動喫煙による健康影響や養育する子どもに受動喫煙を生じさせないこと等について
 - ・時間：20分程度
- ③ 企業向け教材
 - ・対象者：企業（事業者）
 - ・内容：従業員等に受動喫煙を生じさせない取組等について
 - ・時間：20分程度

ウ 成果品

- ① 受動喫煙防止に係るDVD
DVD 300枚（3部構成で1枚のDVDに収録、専用のDVDジャケット付き）
- ② DVDに係る電子データ原稿
DVD-R 1枚

エ 事業実績報告書

受託者は委託業務完了後に、事業実績報告書を別途指示する様式で提出すること。

オ その他

- ① 専門家等による監修の体制を確保すること。
- ② DVDのメニュー画面から知りたい情報を選択できるようにすること。
- ③ DVDの完成までに、道による複数回の内容確認等の機会を設けること。
- ④ 作成した動画は、インターネット配信でも使用するものであること。
- ⑤ 内容は、受動喫煙防止を目的とするものであり、禁煙を推進するものではないこと。

- (4) 契約期間
契約締結の日から令和4年（2022年）3月25日（金）まで
- (5) 納入場所
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数の法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

- ウ 地方自治法施行例第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- イ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されている者でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、参加表明書、参加表明者の概要及び誓約書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
- ア 提出期限 令和3年8月10日（火） 午後5時必着
- イ 提出部数 1部
- ウ 提出場所 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係（担当：主幹 ゆうした 夕下）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-231-4111（内線25-529）
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限等

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次のアからエに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
- ア 提出期限 令和3年8月20日（金） 午後5時必着
- イ 提出部数 7部
- ウ 提出場所 前記3の(1)のウに同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

5 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

6 関係資料の交付に関する事項

公募型プロポーザル方式に関する資料（参加表明書、参加表明者の概要、誓約書、企画提案指示書、企画提案書様式）は、次により交付する。

- (1) 交付期間 令和3年7月21日（水）から8月10日（火）まで
- (2) 交付場所 前記3の(1)のウに同じ。（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
なお、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/jk/dvd.html>）からもダウンロードすることができる。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方にしたときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

前記3の(1)のウに同じ。

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。